

幼児教育・保育無償化の支払い（償還払い）

幼児教育・保育無償化のことを「子育てのための施設等利用給付」といいます。
無償化を受けるためには、「子育てのための施設等利用給付」の認定を受ける必要があります。
(新制度の幼稚園・保育所・認定こども園の保育料の無償化には無償化の認定は不要です。)

認定を受けたお子さんの幼稚園預かり保育・認可外保育・一時預かり・病児保育などの償還払いの流れを説明します。

- ① 幼稚園・保育所・認定こども園など（以下、保育施設といいます。）で無償化の対象となる保育事業を利用。
- ② 保護者はこれまでどおり保育施設に利用料金をお支払いください。
- ③ 保護者が保育施設から領収書など（※）を受領してください。
- ④ 保護者が加須市に「施設等利用費請求書（償還払い用）」と領収書など（※）を一緒に、市役所・総合支所の下記担当窓口へ提出してください。
- ⑤ 加須市が保護者の請求に基づき上限額などの審査を行い、請求書提出日の翌月末日を目安に保護者の口座に振り込みます。ただし、審査に時間を要する場合や書類に不備がある場合などは支払いが遅れる場合があります。

（※）領収書など：集金袋のコピーや、口座振替の場合は通帳のコピーなどでも、金額や対象保育事業が特定できれば請求できます。

郵送での請求も可能です。下記住所へ送付してください。
到着日が請求書提出日になります。

- ・請求書は必要事項をご記入いただいたものをコピーしてお使いいただくこともできます。また、市ホームページからExcelファイル・PDFファイルをダウンロード、印刷していただくことで、便利にお使いいただけます。（右下のQRコードから該当ホームページをご覧ください）
- ・請求書は最大3か月分をまとめて請求できます。
- ・請求書は幼稚園預かり保育と、それ以外の認可外保育などで様式が異なります。（裏面参照）



■こども局こども保育課 TEL 0480-62-1111
〒347-8501 加須市三俣2-1-1

■北川辺総合支所 福祉健康担当 TEL 0280-61-1204
〒349-1292 加須市麦倉1481-1

■騎西総合支所 福祉健康担当 TEL 0480-73-1111
〒347-0192 加須市騎西36-1

■大利根総合支所 福祉健康担当 TEL 0480-72-1317
〒349-1193 加須市北下新井1679-1

請求日 年 月 日

加須市長 様

施設等利用費請求書（償還払い用）

幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部の**預かり保育事業**の施設等利用費

【 年 月～ 年 月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。
なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

1. 申請者と認定子どもが、加須市内に居住していることを加須市が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを加須市が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を加須市が対象施設に確認すること。
4. 課税状況を加須市が確認すること。

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ		認定 子ども との 続柄	現住所	〒
氏名	<small>※償還払いの場合の振込先は申請者名義の口座です</small>			電話：

幼稚園預かり保育用の請求書です

認可外保育・一時預かり・病児保育など用の請求書です

請求日 年 月 日

加須市長 様

施設等利用費請求書（償還払い用）

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・ファミリー・サポート・センター事業の施設等利用費

【 年 月～ 年 月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。
なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

1. 申請者と認定子どもが、加須市に居住していることを加須市が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを加須市が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を加須市が対象施設に確認すること。
4. 課税状況を加須市が確認すること。

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ		認定 子ども との 続柄	現住所	〒
氏名	<small>※償還払いの場合の振込先は申請者名義の口座です</small>			電話：